

行方市告示第95号

行方市環境・生態系保全活動支援交付金交付要綱(平成26年行方市告示第100号)の一部を次のように改正する。

令和7年6月19日

行方市長 鈴木 周 也

第1条中「水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱」を「漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金交付等要綱」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号(第 4 条関係)

記 号 番 号
年 月 日

様

行方市長 印

行方市環境・生態系保全活動支援交付金交付決定通知書

年 月 日付け記号番号(以下「申請書」という。)で申請のあった行方市環境・生態系保全活動支援交付金については、行方市環境・生態系保全活動支援交付金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 交付金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け記号番号で申請のあった交付金とし、その内容は申請書に記載するとおりとします。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりとします。ただし、事業の内容が変更された場合における事業に要する経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとします。

事業に要する経費	金	円
交 付 金 の 額	金	円

- 3 地域協議会は、概算払により交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額に相当する額を遅滞なく対象活動組織に交付しなければなりません。
- 4 交付金交付の条件は、前記 3 までに定めるもののほか、別紙のとおりとします。

(別紙)

交 付 条 件

- 1 地域協議会は、次に掲げる告示等の定めるところに従わなければなりません。
 - (1) 行方市環境・生態系保全活動支援事業実施要領(平成26年行方市告示第99号)
 - (2) 行方市環境・生態系保全活動支援交付金交付要綱(平成26年行方市告示第100号)
 - (3) 漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金交付等要綱(平成25年5月16日付け25水港第123号農林産事務次官依命通知)
 - (4) 漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金交付等要綱の運用(平成25年5月16日付け25水港第125号農林水産庁長官通知)
- 2 1に掲げる告示等又は交付条件に違反した場合には、交付金の全部又は一部を返還させることがあります。
- 3 地域協議会は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から起算して7年間保管しなければなりません。
- 4 地域協議会は、対象活動組織から2により返還を受けた場合には、返還を受けた金額の全部又は一部に相当する額を市に納付しなければなりません。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。